

答申個第63号

平成28年10月24日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年1月16日付け西区窓第83号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

書類一式中、西京区役所より法務局への送付文書で内部で決裁をとったものの不存在による非開示決定事案（諮問個第48号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年9月17日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「H26. 9. 5日付西区窓第12号の50件の書類一式中下記の書類ワンセット情報公開して欲しい。1. 西京区役所より法務局への送付文書で内部で決裁をとったもの。2. その他宛先をとわず内部決裁をとった書類をワンセット情報公開して欲しい。」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成26年9月5日付京都市指令西区窓第12号で開示した文書の中で 「1. 西京区役所より法務局への送付文書で内部で決裁をとったもの。」がないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年10月9日付けでその旨及び理由を次のとおり異議申立人に通知した。

京都市指令西区窓第12号で開示した公文書かつ京都地方法務局への送付文書において該当する文書が無いため。

なお、実施機関は、「2. その他宛先をとわず内部決裁をとった書類をワンセット情報公開して欲しい。」の請求に対しては、以下の文書の個人情報開示決定処分（以下「別処分」という。）を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

1. コンプライアンス推進室からの戸籍簿に係る照会について（平成24年4月12日付行財政局コンプライアンス推進室への回答）
2. 戸籍簿に係る照会について（平成24年5月2日付行財政局コンプライアンス推進室への回答）
3. 除籍簿に係る経過文書について（平成24年8月9日決定）

- (3) 異議申立人は、平成26年12月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをし、その理由において「H24. 8. 10私宛の経過報告、常時使用版は決裁取っていると市民にバレているので、覚悟を決めて再発行して下さい。」としている。異議申立ての理由にある「H24. 8. 10私宛の経過報告」は、京都市指令西区窓第12号で開示した文書中の「除籍に係る経過文書について（平成24年8月9日決定）」（以下「本件送付文書」という。）に限定することができるが、異議申立人は、本件送付文書が開示されないことを理由に、異議申立てを行ったものである。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

#### 4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

##### (1) 本件請求に係る公文書について

異議申立てに係る請求において異議申立人が求めている文書は、「平成26年9月5日付京都市指令西区窓第12号で開示した文書」かつ「内部決裁を取った京都地方法務局への送付文書」である。

##### (2) 本件請求に係る公文書を不存在による非開示としている理由について

本件送付文書は内部決裁を取った文書であるが、決裁の目的は、京都地方法務局への送付ではなく、異議申立人の求めに応じて、異議申立人に送付するためである。ちなみに、本件送付文書は決定書も含めて、平成25年11月21日付けの別の個人情報開示請求において、異議申立人に対し平成26年1月28日付けで開示済みである。その決定書の要旨においても、「平成23年度から苦情申し立てが続いていた、当区の●●●●氏を筆頭者とする除籍簿について、●●●●氏本人からこれまでの経過文書を求められたため、別添のとおり送付します。なお、当該除籍については、平成24年7月23日除籍再製作業を完了し、区として法的に可能な範囲での対応を終了しています。」と記載されている。

異議申立人は、本件送付文書が本件処分において開示されなかったことを異議申立ての理由にしているが、本件送付文書については、上記2(2)なお書きのとおり、本件請求において、別処分異議申立人に対し開示済みである。

したがって、本件送付文書が京都地方法務局へ送付することを目的として決裁を取ったものでないことは、異議申立人も承知のことであり、異議申立ての趣旨が量りかねるが、いずれにしても、京都市指令西区窓第12号で開示した文書において、内部決裁を取った京都地方法務局への送付文書がないため、本件処分を行ったものである。

##### (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

#### 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

##### (1) H24.8.10私宛の経過報告（裁判所が嘘記載を指摘した）、常時使用版は、決裁とっていると市民にバレているので、覚悟を決めて再発行して下さい。

##### (2) 条件のんだ受付ミスを隠ぺいするため、H24.3文書2枚をキ棄罪した上、上記の虚偽

記載の文書を活用した虚偽文書作成罪同行使もバレている。そしてコンプラも、もみ消したとバレている。証拠の文書が一杯でてきたので、早く罪に伏しなさい。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人の請求は、「H26. 9. 5日付西区窓第12号の50件の書類一式中下記の書類ワンセット情報公開して欲しい。1. 西京区役所より法務局への送付文書で内部で決裁をとったもの。」である。

つまり、本件請求において異議申立人が求めている文書は、「平成26年9月5日付京都市指令西区窓第12号で開示した文書」かつ「内部決裁を取った、西京区役所から京都地方法務局への送付文書」であると認められる。

### (2) 本件処分について

ア 本件処分に先立って、平成26年9月5日付けで個人情報開示決定処分（西区窓第12号）が行われているが、当該処分によって開示された文書の中には、西京区役所から京都地方法務局へ送付された文書が含まれている。

イ 当審査会から実施機関に確認したところ、上記アの京都地方法務局への送付文書とは、文献や通達文の解説等の写し（以下「当該文書」という。）であるとのことであった。また、これらを実施機関から京都地方法務局へ送付することは、担当者間での事務的な手続（以下「当該処理事案」という。）であって、その軽易な性格からして、通常、送付前に実施機関において意思決定を行う必要のないものであることから、実施機関は実際に決裁も行っていないとのことであった。

ウ 京都市における公文書の適正な管理を図ることを目的とする京都市公文書管理規則の第6条第1項本文において、意思決定に当たっては、公文書を作成することが定められているが、同項ただし書において、処理に係る事案が特に軽易なものにあつては、この限りでないとされている。

エ 当該処理事案についてみると、上記イのとおり、実施機関から京都地方法務局へ当該文書を送付するといった一般的にもごく軽易な事務的な処理であるということができ、実施機関と京都地方法務局との担当者間で行う軽易な処理事案であることと思料される。このことからすると、実施機関が、当該文書を京都地方法務局に送付するにあたって決裁を取らなかったことについて、京都市における公文書の取扱い上において特段不合理であるとまではいうことはできない。

オ 以上のことからすると、当該文書は、本件請求において異議申立人が求めている『「平成26年9月5日付京都市指令西区窓第12号で開示した文書」かつ「内部決裁を取った、西京区役所から京都地方法務局への送付文書」』に該当しないとして、実施機関が行った不存在的による非開示決定処分に特に不合理な点は見当たらない。

カ なお、異議申立人は、異議申立書において、平成24年8月10日異議申立人宛の経過報告の再発行を異議申立ての理由としているが、これについては、上記2(2)なお書きのとおり

り、本件請求における別処分により開示済みである。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 1月16日 諮問

2月16日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年 9月12日 審議（平成28年度第4回会議）

10月24日 審議（平成28年度第5回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）